

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 1 9 日	
千葉県知事 熊谷 俊人 様	
提出者	
住 所 千葉県市原市姉崎海岸 5 番地 1	
住友化学株式会社 千葉工場 (姉崎地区)	
氏 名 執行役員千葉工場長 奥 憲章	
電話番号 0 4 3 6 - 6 1 - 1 3 1 9	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友化学株式会社 千葉工場 (姉崎地区)
事業場の所在地	千葉県市原市姉崎海岸 5 番地 1
計画期間	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：製造業 中分類：化学工業
②事業の規模	前年度 (令和 5 年度) の製造品出荷額 6 5 8 億円
③従業員数	4 1 5 名 (令和 6 年 3 月 1 日時点)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙 1 のとおり」

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図) 「別紙2のとおり」										
産業廃棄物の処理の抑制に関する事項										
①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	排出量(t)	3,397.8	13.2	0.0	102.6	4.3	1.5			3,519.3
	(これまでに実施した取組) ・汚でい、廃プラ類を焼却処理する場合は、燃えガラ等の残渣をすべて有効利用できる中間処理(最終)業者に委託している(埋立処分はゼロ)。 ・廃プラスチック類の委託は、有効利用に転化する中間処理(最終)業者を優先している。 ・廃油の委託は、焼却処理よりも有効利用に転化する中間処理(最終)業者を優先している。 ・生産調整を目的に一部の工場(製造プラント)を計画停止し、汚泥等の発生量を削減した。 ・ポリエチレン製造工場のグレード変更回数を最小化し、廃プラスチック類の発生量を削減した。 ・老朽化設備の計画更新や保守点検を強化し、設備トラブルに起因する産業廃棄物の発生量を削減した。 ・運転管理の強化や運転技能教育を強化しミスオペに起因する産業廃棄物の発生量を削減した。 ・品質管理に係わる教育や監査を強化し品質トラブルに起因する産業廃棄物の発生量を削減した。 ・樹脂ペレットの輸送方法をフレコンバッグからローリーや専用貨車に振り替え廃フレコンの発生量を削減した。 ・各種産廃:品質、保安、環境のマネジメントシステムを有効活用し産廃削減を推進(ミスオペ、設備トラブル等に起因する産廃発生抑制)。 ・廃触媒:製造プラントの反応条件やプロセスの安定制御等により、触媒寿命を延長させ産業廃棄物の発生量を削減している。 ・汚泥:洗浄工程の排水再使用を強化し汚染水の排水処理に伴う汚泥発生量を削減している。 ・廃油(一般):設備の計画的な老朽化更新、及び潤滑油不要の回転機器へ転化等で廃油発生量を削減している。									
②計画	【目標(令和6年度)】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	排出量(t)	3,300	15	5	100	5	5			3,430
	(今後実施する予定の取組) ・今後もこれまでの取組みを継続する。 ・廃プラスチック類:ケミカルリサイクルにて、廃プラスチック類発生量を削減する。									
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチック類(フレコン、パレット等)、金属屑、ガラ陶など各所で発生する不要物については、直接廃棄ではなく、一度リサイクルセンター(集積場)に持込み、再利用品及び有償品と廃棄物に分別(選別)した後、廃棄するようにしている。 ・有償・逆有償問わず、売却にも柔軟に対応し、廃棄物減少に努めている。									
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後もこれまでの取組みを継続する。									

自ら行なう産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0			0
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。									
②計画	【目標(令和6年度)】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)	0	0	0	0	0	0			0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									

自ら行なう産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0			0
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0			0
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。									
②計画	【目標(令和6年度)】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0			0
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0			0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									

(第4面)

自ら行なう産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項										
①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0			0
	(これまでに実施した取組) ・実績なし。									
②計画	【目標(令和6年度)】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0	0	0	0	0	0			0
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。									
産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
①現状	【前年度(令和5年度)実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	全処理委託量(t)	3,397.8	13.2	0.0	102.6	4.3	1.5			3,519.3
	優良認定処理業者への処理委託量	304.3	0.0	0.0	30.6	0.0	1.5			336.4
	再生利用業者への処理委託量	8.5	0.0	0.0	0.0	4.3	1.5			14.2
	認定熱回収業者への処理委託量	330.3	0.0	0.0	21.3	0.0	0.0			351.6
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	14.1	0.0	0.0	16.5	0.0	0.0			30.5
	(これまでに実施した取組) ・産廃を焼却処理する場合は、その燃え殻ばいじんをセメント原料や路盤材料等に転化する中間処理業者を優先している。 ・廃プラ類の外部処理委託先は、マテリアルリサイクルを優先し、駄目な場合は固形燃料等に転化する中間処理(最終)業者を選択している。 ・廃油の外部処理委託先は、焼却処理より、混合エマルジョン等で再生油化する中間処理(最終)業者を優先している。 ・ガラス陶磁器くずの外部処理委託先は、埋立てではなく、熔融固化後、路盤材料に転化する中間処理(最終)業者を優先している。 ・焼却処理については、廃棄物処理法第3条の自己処理責任の精神により、工場構内に設置した焼却炉で処分することを原則としている。 ・既存の契約先への優良認定・認定熱回収・再生事業者登録の取得を働きかけている。 ・高度の再資源化(環境負荷低減)技術を持つ委託先の開拓。									

(第5面)

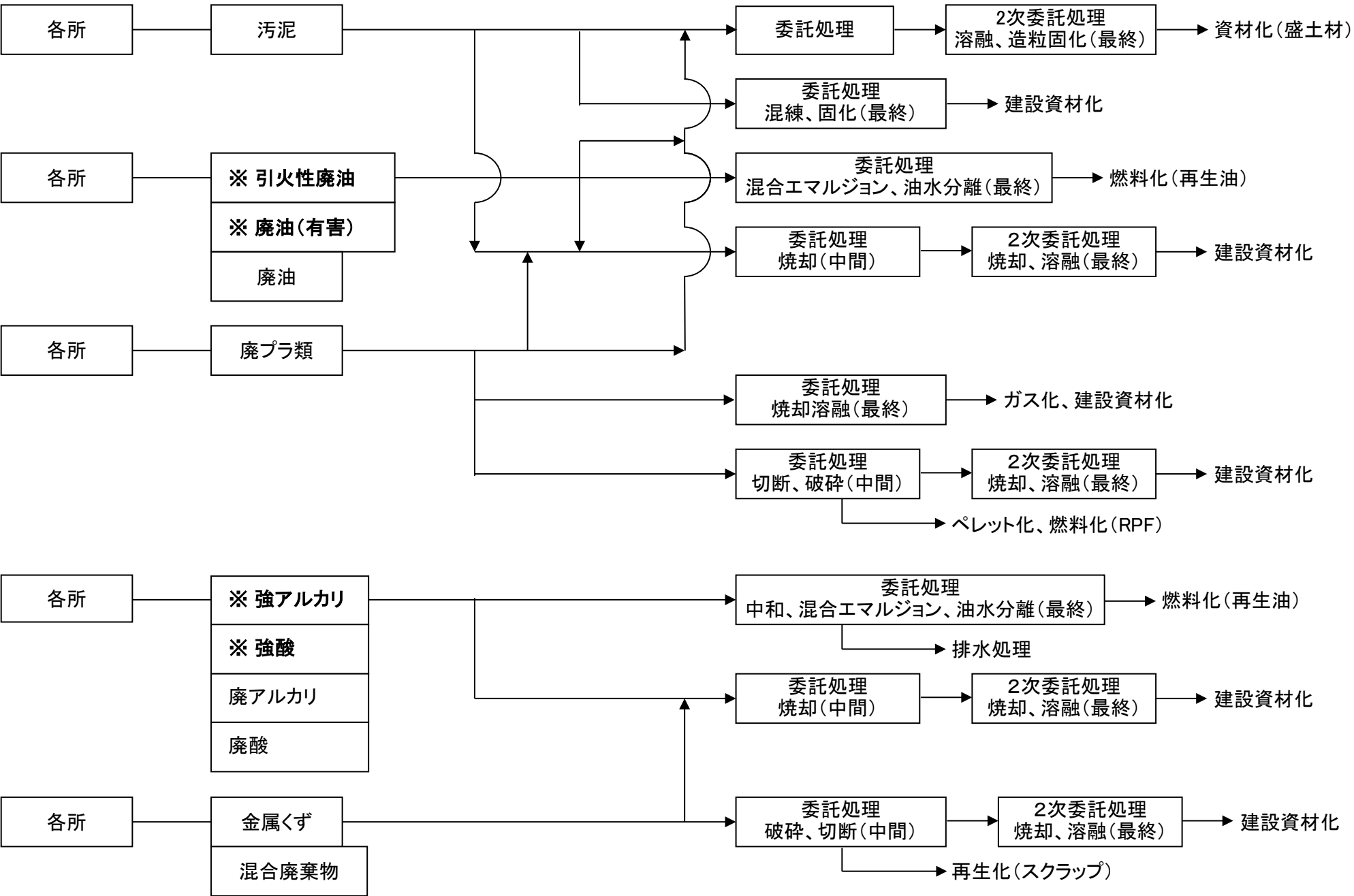
②計画	【目標(令和6年度)】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ類	金属くず	混合廃棄物			合計
	全処理委託量(t)	3,300	15	5	100	5	5			3,430
	優良認定処理業者への 処理委託量	330	0	0	30	0	0			360
	再生利用業者への 処理委託量	5	0	0	0	5	5			15
	認定熱回収業者への 処理委託量	300	0	0	25	0	0			325
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	10	0	0	15	0	0			25
	(今後実施する予定の取組) ・これまでに実施してきた取組み(優良評価委託先の優先、認定熱回収業者の優先、再資源化優先、分別徹底、減量化等)を継続する。									
※事務処理欄										

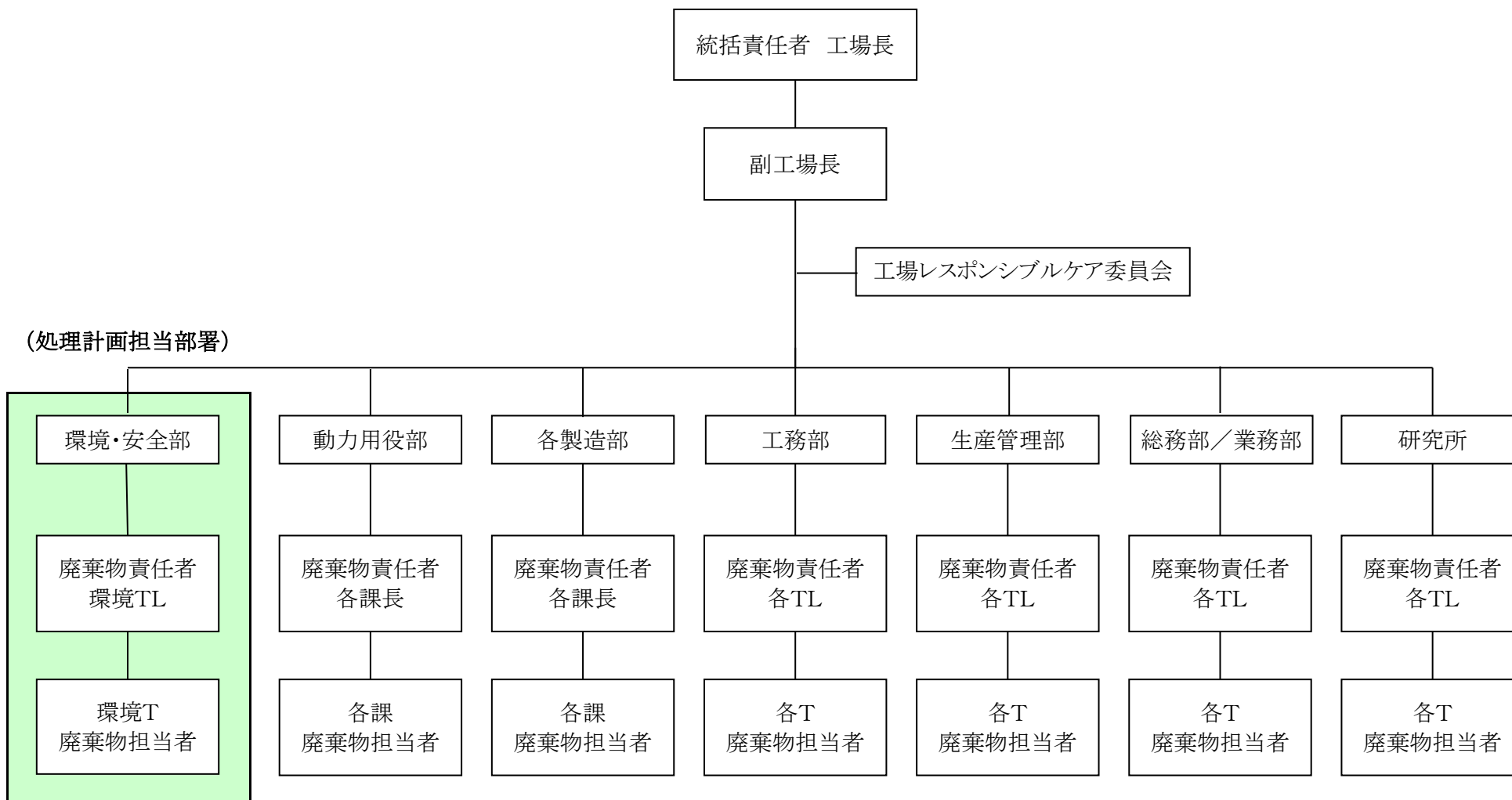
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の一連の処理工程(姉崎地区)

※ … 特別管理産業廃棄物





※T=チーム、TL=チームリーダー